

# 『よくわかる食品衛生学』

## 正誤表

2025年3月1日

朝倉書店

食品衛生法改正（基準審査業務が厚生労働省から消費者庁へ移管）に伴う，法規（第1章），食品添加物（第7章），表示（第11章）に関する修正点を下記に記す。

### 第1章

頁	行	誤	正
p.4	1-2リスク管理 7～8行目	厚生労働省では食品，添加物や残留農薬などの規格や基準をつくり，監視指導をする。	消費者庁では食品，添加物や残留農薬などの規格や基準をつくり， <u>厚生労働省において監視指導</u> をする。
p.9	31行目	厚生労働大臣は，食品衛生法に基づき食品，添加物，器具・容器包装の個々の規格及び基準を定める	<u>内閣総理大臣（消費者庁）</u> は，食品衛生法に基づき食品，添加物，器具・容器包装の個々の規格及び基準を定める
p.10	6行目	食添加物公定書は厚生労働大臣及び <u>内閣総理大臣</u> が作成する	食添加物公定書は <u>内閣総理大臣（消費者庁）</u> が作成する
p.15	8～9行目	リスク管理を国の厚生労働省（本省）・地方厚生局・検疫所や	リスク管理を国の <u>消費者庁</u> ，厚生労働省（本省）・地方厚生局・検疫所や
p.17	図1-8	厚生労働省（リスク管理）	<u>消費者庁・厚生労働省</u> （リスク管理）
p.21	問題1解説(4) 1行目	個々の食品の規格基準は， <u>厚生労働大臣</u> が食品衛生法によって定める。	個々の食品の規格基準は， <u>内閣総理大臣（消費者庁）</u> が食品衛生法によって定める。

### 第7章

頁	行	誤	正
p.139	2-1食品添加物指定の判断基準 2行目	<u>厚生労働大臣</u> が指定したものしか使用できない	<u>内閣総理大臣（消費者庁）</u> が指定したものしか使用できない
p.140	2-2指定までの過程 6～7行目	厚生労働省は，薬事・食品衛生審議会の	<u>消費者庁</u> は，薬事・食品衛生審議会の
p.140	図7-1	厚生労働省	<u>内閣総理大臣（消費者庁）</u>
p.141	11～12行目	これを受け厚生労働省は，	これを受け <u>内閣総理大臣（消費者庁）</u> は，
p.146	5 主な食品添加物の種類と用途 3行目	確認後， <u>厚生労働大臣</u> が指定したものである。	確認後， <u>内閣総理大臣（消費者庁）</u> が指定したものである。
p.146	5 主な食品添加物の種類と用途 12行目	指定添加物として <u>厚生労働大臣</u> の指定を	指定添加物として <u>内閣総理大臣（消費者庁）</u> の指定を
p.154	問題1解説(4) 1行目	原則として <u>厚生労働大臣</u> が指定した	原則として <u>内閣総理大臣（消費者庁）</u> が指定した

### 第11章

頁	行	誤	正
p.182	1-3食物アレルギー表示 4～5行目	義務表示品目（特定原材料7品目） 卵，乳，えび，かに，そば，落花生	義務表示品目（特定原材料8品目）卵，乳，えび，かに，そば，落花生， <u>くるみ</u>
p.182	1-3食物アレルギー表示 6行目	奨励表示品目（特定原材料に準ずる21品目）	奨励表示品目（特定原材料に準ずる20品目）
p.182	1-3食物アレルギー表示 8行目		<u>くるみを除く</u>